

第2回土岐川庄内川流域委員会議事抄録

日時：平成15年6月5日（木）

13時00分～15時18分

場所：名古屋逓信会館3F 桐楓の間

1. 開会

司会（鈴木副所長）

2. 挨拶

島本河川計画課長

今回が2回目ということで、整備計画の策定に至る進め方、土岐川庄内川の現状と課題など、流域委員会の本論に入るとということで、よりよい整備計画策定に向けての御意見等を賜りたい旨お願いし、挨拶とした。

辻本委員長

今日から土岐川庄内川の今後の計画について議論が始まるということで、活発な意見をいただき、本当の意味でいい計画をつくり上げのお手伝いができればと考えており、出席者への協力をお願いし、挨拶とした。

3. 議事

（1）第1回土岐川庄内川流域委員会議事要旨の確認

事務局（木村）

第1回土岐川庄内川流域委員会議事要旨を資料-1を用いて説明した。

辻本委員長

前回持ち越した議題は、今回の議題に組み込んでいるということなのでそこで議論する。

すなわち、傍聴者からの意見の反映等の手続き的なところについて流域委員会の進め方も含め、議題として取り上げていきたいと思う。

（2）流域委員会の運営について

事務局（木村）

流域委員会の運営について、資料-2（1）、資料-2（2）を用いて説明した。

～（２）流域委員会の運営についての質疑応答～

辻本委員長

「情報公開について」、「傍聴にあたってのお願い」について少し議論したい。まず前回ご指摘のあった「情報公開について」の中の（記録）という項目についてと、「土岐川庄内川流域委員会通信」の発行について議論していただきたい。

辻委員

記録に関して、十分なものを用意していただいたと思って大変満足している。

辻本委員長

委員会通信のフォーマットは、VOL.1として第2回から発行というのは、第1回の取扱いはどうするのか。

事務局（木村）

第1回は流域委員会の報告をどんな形にするのか決め切れなかったので、「土岐川庄内川コレカラプロジェクトニュース」という形で庄内川工事事務所（開催当時）の方で流域委員会の報告をさせていただいた。第2回以降、流域委員会事務局という名前で発行したい。

辻本委員長

土岐川庄内川コレカラプロジェクトニュースには、議事要旨が掲載されていないが、第1回の議事要旨はどこでどう出するのか。

事務局（木村）

第1回議事要旨は、会議が終わった後、委員の皆様にご確認いただいた後、庄内川河川事務所のホームページに掲載した。

辻本委員長

委員会通信は、議事要旨がホームページに掲載されるにもかかわらず、さらに発行するということが。

事務局（木村）

議事要旨はポイントのみを記述し、委員会通信の方は、委員の先生方の意見をできるだけ組み込んだ形を出していきたい。

辻本委員長

トピックス的なところを、委員の顔が見える形でニュースにして、流域委員会の出す通信とし、議事要旨とは少し性格の違うものと思えばよいのか。

事務局（木村）

委員の方々の意見をできるだけ取り込んだ形で、顔の見えるニュースにしていきたい。

文字だけではなく、写真とかグラフなども積極的に使用したい。

辻本委員長

難しいと思うが、委員の先生方の協力も得ながら委員会の議論をもう少しリアルに、無味乾燥でない状態で発行されることを願います。

次に、資料 - 2（2）について、前回議論が残った。傍聴席からの意見をどのように取り扱うか、ということについて。

傍聴者からの委員会意見シートの配布は事後か、事前もあり得るのか。

事務局（木村）

受付のところで配布し、書いていただくものと事務局としては考えている。

辻本委員長

傍聴席から意見があれば、委員に伝え、直接議題として議論はしないが、意見を読んでいただいて、参考程度にするという趣旨である。流域委員会とは別に、市民から意見をいただく枠組みとして地域懇談会がある。

その場で意見を練っていただき、流域委員会にフィードバックするという仕組みが取れそうである。そのため今回は差しあたって傍聴者の意見は委員にコピーしたものをできるだけ速やかに配布し、委員はその意見を踏まえて発言されればと思う。

寺本委員

この用紙で出すことには賛成である。ただ、委員への配布は意見が出たらその都度配るのではなく、会議終了後に配っていただきたい。

辻本委員長

意見の文書が出たら、直ぐに配るのではなく、会議の開始前のものについては事前に、会議の途中、退出時の意見については、次回の流域委員会までに配布する。

～ 規約改正（委員長発議）～

辻本委員長

1つ提案させていただきたい。今後様々な活動をしていく時に、委員長一人では不十分な面も出てくるであろうと判断し、副委員長の設置について規約改正を提案したい。

出席全委員からの了解を得て、規則改正文の議論に入る。

事務局（木村）

委員会規約の改正案としては、（会議）第6条のところを「流域委員会には委員長及び副委員長を置くこととし、委員長は委員の互選によってこれを定め、副委員長は委員長が委員の中から指名する」に修正。

また、3項と4項の間に4項として「副委員長は委員長を補佐する」を、5項として「委員長に事故があるときは、副委員長が職務を代行する」を追加する形に修正をさせていただきたい。

辻本委員長

了解いただいたということで、本日付の改正とする。

事務局（木村）

改正のペーパーは、別途それぞれの委員の方にお配りし、また多少の字句の変更はさせていただきます。

辻本委員長

私の方で考えて、副委員長に松尾直規先生にお願いしたい。

出席全委員からの了解を得て、副委員長に松尾直規委員が就任。

（3）河川整備計画策定を進める体制について

事務局（木村）

河川整備計画策定を進める体制について、資料 - 3（1）（2）を用いて説明した。

～（3）河川整備計画策定を進める体制についての質疑応答～

辻本委員長

行政の思惑や地域間の利害問題を避けたところで流域委員会をつくりたいというのが、準備委員会の目的だったと思う。整備計画を進めるにあたり、3つの組織があるということであるが、流域委員会は客観的、第三者的に基本方針なり整備計画を議論していく。流域委員会、地域懇談会、行政連絡会の3つの組織はそれぞれ独立したものであるが、独立しながら連携をしていくとうまくいくだろう、ということだと思う。それぞれが独立しているので、地域懇談会に対して委員会の方から指令塔的な話ができないが、「こうした方がいいのではないか」といった建設的な意見を流域委員会から発信していきたい。

参考として示された「通常の河川整備の計画フロー」の中で、基本方針から下へ矢印がないが、それでよいか。

事務局（木村）

通常のパンフレットには矢印が入っている。

辻本委員長

庄内川では、基本方針の原案もこの3つの組織をうまく連携させて作っていきたいと考えている。基本方針原案と整備計画を連動させながらある程度固まったところで基本方針を決め、その基本方針に基づいた整備計画という形になることを期待されている。つまり、目標と現実の計画をフィードバックさせながら進めるという仕組みを考えているようだ。建設的に意見を述べていただいて、活発な議論をいただきたい。

原田委員

流域委員会と地域懇談会（総称）と行政連絡会議（仮称）は、3者独立であって、互いに従属するものではないという点は賛成である。

独立で動く場合の情報のやりとりの方法を教えていただきたい。

事務局（木村）

基本的に河川管理者が情報のやりとりをやっていきたい。

また、市民意見交換会等はやっていく中で、独自にニューズレター等をつくろうという動きが出てくれば、随時対応していきたい。

辻本委員長

当面は河川管理者が、お互いの情報がスムーズに流れるよう努力するということ。3者で情報の流れがスムーズでない時には流域委員会が指摘することもやっていきたい。

そういう意味で、連携のリーダーシップは、しばらくは流域委員会がとらなければならないと考える。

阿部委員

資料3 - (1)の中央のフローで、基本方針と整備計画が横並びで描かれているのは、どのようにイメージすればよいか。

辻本委員長

中央のフローの下に、そこで整備計画、基本方針が決まるように横並びに書いてあるが、それは、法的に認知されたものがその辺で決まるということ。必ずしもその横並びも時間的に同じだということを言っているのではなく、最終的なものがそういう形でアウトプットされることを示したものである。

寺本委員

基本方針についてもまじめにこの流域委員会で議論するのか、あるいは、ある程度意見的なものを出せばよいのか。

浅野所長

整備計画を議論するときに、基本方針に戻って考え直す部分が、あるかどうかかわからないが、あったときにどうするかが一番の悩みであり、時間差はあるが、事前にある程度整備計画が議論された段階で基本方針の案をつくりたいという感じで考えている。

辻本委員長

整備計画を議論をしていく中で、基本方針との整合性が取れない場合は、戻る可能性があるのですが、審議会という手続きをしないということでもいいか。

浅野所長

それで結構です。

寺本委員

あくまでも整備計画の原案をつくるのが主眼の委員会であり、基本方針を定めるところまで意見をまとめるものではないと思うが。

辻本委員長

そのとおりと思う。基本方針を審議会にかけずに、流域委員会にある程度の自由を持ったまま整備計画の議論ができる場をつくっておくという形である。

あと、地域懇談会のあり方等について、アドバイス、意見があればどうぞ。

寺本委員

地域懇談会の意見のフィードバックは河川管理者が行うということだが、できればファシリテーター的な人を一般の方の中から選び、市民でまとめてもらうのがいいと思う。

辻本委員長

できれば行政がというより市民でまとめてもらいたいと私も思っている。しかし、流域が非常に広く、地域の違いで考え方も違ってくる。最初の間は、意見をまとめるのに手慣れたファシリテーターに任せ、手早くうまくまとまる場所に持っていきたいということか。

事務局（木村）

第三者（ファシリテーター）を配置したいと考えている。市民意見交換会そのものが育ってくれば、その会議にお任せする。当面は河川管理者がファシリテータースタッフから意見を出していただく形をとりたい。

辻本委員長

なかなか難しい面もあるが、地域懇談会の状況を、時々刻々、流域委員会に報告いただき、その時点で、また気づいた意見を河川行政に伝えるという形でいきたい。

松尾委員

この市民意見交換会は、オープンハウスのように上流、中流、下流ごとにやるのか、それとも全流域で、上流の方と下流の方と意見交換する場というような位置づけなのか。

事務局（木村）

今のところ、素案としては、上流、下流、分けた形でとりあえず組織はつくっていったって、合体して話し合う場もできればつくっていききたいと考えている。

松尾委員

わかりました。ぜひ下流から上流まで全流域の方が一堂に会して意見交換するような場をつくっていただきたい。

辻本委員長

できるだけ、流域委員会が何らかの形でアクセスしていけるようにしたいので協力をお願いしたい。意見はメール等何らかの形で、事務局の方へいただければと思う。

（４）計画の枠組みと策定の流れ

事務局（木村）

計画の枠組みと策定の流れを、資料 - 4（１）（２）を用いて説明した。

～（４）計画の枠組みと策定の流れについての質疑応答～

辻本委員長

行政連絡プレ会議の報告をしてもらえないか。

事務局（木村）

会議の進め方の部分をアンケートしたところ、「既存の会議等を通じて、情報を提供いただいて、意見も集約してほしい。一堂に会する場も、年に１回とかやっていくのがよいのでは」という意見が多数を占めたことから、それを踏まえて、設置を考えたい。

流域委員会の方からこの議題について意見を聞いてもらいたいという提示があれば、その都度、会議を開催して、意見を聞いていきたい。

小菅委員

討議の流れは、総合的に進めるのではなくて、例えば、治水と環境と利水を分けて進め

るとか、上流と下流と分けて進めるとか、その点はどういう考えか。

辻本委員長

当然話題は治水、利水、別々に議論されることになる。ただ、治水の問題といえども利水の問題と絡めて議論せざるを得ないところもあるが、現実には個別的に議論は進んでいくと思われる。

小菅委員

上流と下流等、地域別に考えるやり方と、機能的に考えるやり方と、それはどうなるか。

辻本委員長

当然議論は地域別、機能別にならざるを得ないと思う。総合的に議論することの重要性は認識しながらも、機能別、地域別の議論から入らざるを得ないと思う。そういう形で材料も提供されて、議論もまずそういう形から入りたい。

柴田委員

フロー図（資料 - 4（2）の図の真中の流域委員会の討議の流れを指す）の中に「基本方針の原案に沿った河川整備計画目標の討議」という記述があるが、この基本方針の原案についてどこかで議論するという意味か。それともこの討議の中に原案の討議のようなものが入っているという意味合いか。

辻本委員長

図 - 4（2）を見ると基本方針の原案の素案に沿って河川整備計画があり、その目標のどこをねらうかという議論にはいる。その議論の中で、素案のとおりになるかもしれないし、整備計画の議論の中で変わっていくかも知れないが、最終的に基本方針の原案が固まっていくということを説明したプロセスである。

ここで注意すべきことは、基本方針の原案は、図 - 4（2）の絵にある「基本方針の原案」でなく、「基本方針の素案」の状態だと思う。素案が示され、整備計画について議論する形である。

柴田委員

基本方針の素案を示す段階がもうひとつ見えてこない。この会で基本方針を示されるといって、いろいろと盛りだくさんな会になってしまうのでは。

辻本委員長

限られた回数で議論しようとする、基本方針の素案というものを一度まとめて話していただいた方がわかりやすいかもしれない。それでは第3回、第4回という形の中で基本

方針の素案をどのように資料提示していくか、少し考えさせていただきたい。

(5) 土岐川庄内川の現状と課題

事務局(鈴木)

土岐川庄内川の現状と課題を資料-5を用いて説明した。

~(5) 土岐川庄内川の現状と課題についての質疑応答 ~

辻本委員長

注意しておきたいところは、

- ・近年都市化が進んできている川だということ。
- ・多治見、土岐での上流では盆地型の氾濫、下流では拡散型の氾濫が起こること。
- ・堤防の進捗率が28%と極めて低いということ。

治水の話としては、基本方針にかかわる非常に大きな話ですが、

- ・下流域は枇杷島地点で1/200、上流域は多治見地点で1/100という大きさの雨が降ったとき安全であることを目安にしている。
- ・下流で見ると、今までの洪水で3,800m³/sが最大。それと統計的に処理して200年に1度という流量を推定すると4,000~5,000m³/sぐらいであり、現在は4,500m³/sという計画を持っているということ。
- ・4,000~5,000m³/sという流量であれば、川の中を資料-5の横断図の斜線部分くらい掘れば流れるが、もっと大きな6,000m³/sという流量になると堤防を引かなければならないということ。
- ・航空写真で見たように人家が密集している庄内川で、引堤はあり得ないということをお頭にしながら治水の議論をしていきたい。

利水の話としては、

- ・庄内川の水はあまり利用されていないというのが大きな特徴。
- ・上水は別の水系から水をもらっているから今のところ問題がおきていない。
- ・水の配り方の正しいあり方、健全なあり方について考えていく必要がある。

水質としては、

- ・昔は非常に悪かったが、今は大分きれいになっている。
- ・改善されてきてはいるがまだまだ問題。

自然環境としては、

- ・干潟から上流まで自然環境の保全といった問題。
- ・下流では河川敷の利用について、本当に健全な使い方なのだろうかという問題。

以上のような

- ・もともとの流域がもっている自然というものがどんなもので、それが社会的にどのように変化してきたかということを経験として認識すること。
- ・治水、利水の問題としてどんなものがあるか。
- ・水質と自然環境と利用の仕方はどうか。

といった問題点が大まかであるが共通認識としてもてたと思う。

今回の説明に対する質問、もっと重要なポイントがあると言った意見、もう少し詳しい情報がないかなどのご意見があればお願いしたい。

原田委員

一つ抜けているなと思ったことは、支川との関係がほとんど触れられていないということである。支川とのかかわりをもう少しインプットする必要があると感じた。

事務局（鈴木）

今回、本川、直轄区間をメインに説明させていただいている。今の御指摘も踏まえて、直轄以外の区間がどのような状況か、次回整理させていただき御説明させていただくということでもよろしいか。

辻本委員長

2点ほど問題があると思う。1つは、整備計画が直轄のところ为主体だということで、支川に関しては中心的な議論はされないことは仕方がないという見方が1つ。新川は、愛知県が担当して流域委員会等で考えられるであろう。庄内川本川を考えるにしても、八田川等の支川とのやりとりの問題は当然議論しなければならない。10何箇所あるポンプの問題とともに支川がどういう状況かというのは本川との問題に非常に関わってくるのでもう少し詳しい情報が必要だと思う。治水の問題を議論するという視点で、支川とのかかわりをもう少し整理してもらったものを治水の議論の時に出してもらおうというのは一つの手だと思う。

治水以外、利水とか環境の問題でも支川の情報というのはある程度必要か。

原田委員

まずは治水的なイメージである。ただ、水質の問題でも当然支川の水が水質悪化の要因でもあるわけですから、環境でも関係してくると思う。

辻本委員長

それぞれの議論をするときは、それぞれ必要な支川の情報を、事務局の方で次回以降準備いただくこととする。

事務局（鈴木）

わかりました。

石川委員

木曽川導水事業中止に伴い大山川、西行堂川の区域の湛水被害をどうするかという点も十分考慮の上、整備計画を立てていかなければいけないと思う。

辻本委員長

中止が決まった事業は、計画や方針等でもありえないと考えるのか。例えば、木曽川導水事業は、庄内川流域にとっては一旦中止にはなったとしても、将来的に不可欠だという議論もありだと、その辺はどうか。

浅野所長

木曽川導水は、利水面と治水面と両方あり、新川を含め流域全体でどう考えているかというところである現在、それぞれ検討している段階なので、全くこちらで考えてなくて良いと言う問題ではないので検討状況については報告させていただきたい。

辻本委員長

我々は行政そのものではないので、それを制約条件にしないで議論していただけたら結構かと思う。

小尻委員

治水で、計画規模等の数字に幅があり、確率がありということがわかりにくいので、その辺の根拠となるものを示して頂きたい。利水では、木曽川から水をもらっているから考えなくていいという認識でいいのか。濁水の状況が余り明示されていないがどう考えていくのか。水質は良いイメージをもったが、これ以上考えなくていいのか。環境としては魚もいるし、問題がないのか。

辻本委員長

まず、治水に関して事務局から流域委員会のレベルで理解できる程度に話ができるかどうか一度検討してもらおう。利水は、水利権の見直し等の問題提起があった。それぞれについてどこが問題か議論していく。治水、利水、環境や利用というところで意見を求めていくことになる。

片田委員

堤防の整備率が28%しかないというこの内訳をもう少し詳しく御説明いただきたい。

辻本委員長

そうですね。どの部分がどんなふうには足りないのかという絵があった方がいい。どれぐらいの規模の予算が毎年投入されて、これくらいはできるんですよ、ということを示していただきたい。28%について少し説明していただきたい。

片田委員

今の議論というのは結構重要なところで、目標を高く掲げて、いつまでも動かないのであるならば、もう少しめり張りをつけて、本当にこの区間全域にわたって200分の1必要なのかという議論も必要である。何かの指標、考え方に基づいて、ばらつきが出てもいいと思う。

辻本委員長

多分このところは難しい問題を抱えていて、そういう議論が必要な形で整備計画をまとめなければいけない面が出てくる。

小菅委員

お願いですが、治水で防災情報のシステムについても、もう少し詳細な御報告をしていただいて、議論したい。

辻本委員長

そうですね、いろんなところで情報という切り口の説明がなかったので次回以降にそれを整理して、情報提供をお願いしたい。

片田委員

今の情報システムの話、いわゆる情報伝達の手段の話は、恐らく治水の枠の中での話になる。どこまでハードで守って、どこからがソフトで守るのかというようなところの中での話になってくると思うので、大変重要な議論だという認識を持っている。

辻委員

環境について話をすると、藤前干潟から河川域あるいは海の方まで全体を見るのがラムサール条約の精神なので、生物が色々いるからよいというのではなく、指標生物がどのように変化してきたかを議論の出発点にして欲しい。

それから、東海豪雨で人間も干潟の生物も被害を受けた。このような被害を防ぐには何ができるかを知りたいという気持ちが一番強い。今までの説明で、いろんな問題点がいつ

ばいあるのはわかったが、それに対して私たちが考え得る、取り得る手段、方法として何があるのかという資料も提示してもらいたい。

例えば、これまでのダムや河川の行政が基本的に世界的に見直しされている中での緑のダムという話とか、現実にあるダムは土砂で埋まっているから、むしろ壊しかけている国もあるという話がある。そのようなことから考えてくると、先程あったゴルフ場とか住宅とかが、実際どのように保水力を変化させ、治水、利水を考えてとき、私達は保水力を上げるためにどういう手段があるのかというようなところを説明して欲しい。

小里川ダムもどういう意味で必要だったのかと少々疑問を感じたりする。

もう一つ、庄内川流域の中で砂防ダムというのが一体どのような状況になっているのを知りたい。

最近、干潟に土砂が供給されにくくなってきている。いろんな川で砂防ダムのつくり過ぎで土砂が流れず、海岸部に土砂が十分来ないということがあって、そのことの良い悪いはわからないが、一度きちんと見直す意味で基礎データが欲しい。

もう1点は、昔の庄内川とか矢田川の辺りであった、霞堤がどんどん宅地開発で無くなっている。地元では保存する運動を進めている方もいると聞いている。

霞堤や氾濫原をうまく使った昔の治水のやり方が、どのように宅地開発のためになくなっているのか、あるいは、それを復活する方法はないのかななどを勉強してみたいと思う。

辻本委員長

次回どんな議題になるか、また少し事務局とも相談させていただきますけれども、治水とか利水とかの議論に入っていくと思います。できるだけ議論の対象を詳細化していきたい。

(6) 次回の議題について

事務局(木村)

次回の議題について資料-6を用いて説明した。

辻本委員長

次回現地を見ていただき、今日の議論を含めて見直しをかけ、どの辺の議論を集中していくか等も少し詰めて、若干修正があるかもしれません。

事務局(木村)

事務局からの確認ですが、傍聴者からの意見シートは先ほどの意見で確認をいただきます

したので、本日から受付に置くということによろしいでしょうか。

また、議事要旨、ニュースレター等は各委員に確認をいただき、議事要旨は委員長、ニュースレター、議事抄録は副委員長の方で最終確認していただきたいと考えていますがよろしいでしょうか。

辻本委員長・松尾副委員長

それで結構です。

事務局（鈴木）

先ほど支川の議論がありました。この流域委員会は本川（直轄区間）の整備計画に対する委員会であり、支川については県が策定することになっている。支川を考慮しないという話ではないので、直轄区間ということに限定はあるが委員の意見も踏まえ検討させていただきたい。

辻本委員長

多分そのように委員にも納得していただいたと思う。整備計画の議論をするのに必要な支川の情報を、治水、利水に必要なものとしてまとめて、情報をいただきたいということをお願いした。

事務局（鈴木）

わかりました。

4．閉会

浅野所長

委員長とも相談しながら順次資料を用意し、十分な議論をできるようにやっていきたい。それから、地域懇談会をなるべく早く立ち上げ、地域の皆さんの意見が流域委員会に伝わるように努力したい。今日はありがとうございました。

[終]